

事 務 連 絡
令和6年11月12日

発注関連業団体の長 宛て

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

公共工事の品質確保の促進に関する法律第24条に規定する
「発注関係事務の運用に関する指針」に係る意見等の提出について（依頼）

1. 趣旨

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十四号）」が、令和6年6月19日に公布・施行されました。同法律を受け改正された、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）（以下「品確法」という。）第24条の規定に基づき、国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札契約の方法の選択その他発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針（発注関係事務の運用に関する指針。以下「運用指針」という。）を定めることとなっております。

本年8月に関係省庁連絡会議幹事会にて作成した運用指針の改正骨子（案）について、本年9月にかけて地方公共団体、学識経験者、建設業団体をはじめとする関係者の皆様に意見照会を行い、合計1,381件もの貴重なご意見をいただきました。皆様から頂いたご意見を受けて改正骨子（案）を修正し、本年10月23日の関係省庁連絡会議において骨子として決定しているところです。（別添1、2参照）

今回は、骨子から運用指針（本文）を作成するにあたり、改めて発注関連業団体の皆様から幅広くご意見をお伺いするものです。

2. ご意見の提出をお願いしたい内容

骨子より作成した運用指針の改正案を別添3に、新旧表を別添4に、それぞれお示ししております。

つきましては、現行の運用指針に記載されている内容の改善も含め、本改正案について特段のご意見があれば、別添5の様式に記入いただき提出をお願い致

します。

3. ご意見の提出にあたっての留意事項

貴団体傘下の地方団体や会員企業のご意見を取りまとめ・調整の上ご提出ください。ただし、別紙のように、各地方整備局等から傘下の地方団体へも照会しており、その場合には以下の①、②のいずれの方法で提出していただいてもかまいません。

- ① 貴団体として各地方団体のご意見を取りまとめた上で提出
- ② 貴団体として各地方団体のご意見のとりまとめ・提出は行わず、各地方団体が各地方整備局等へご意見を提出

頂いたご意見については、貴団体名も含め内容を公表する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4. ご意見の取り扱い

提出頂いたご意見は、運用指針の改正案の作成等に活用させていただきます。

また、提出頂いたご意見については、その内容について運用指針の改正案への反映状況等を取りまとめた上で、改めて情報提供させていただきます。

なお、提出頂いたご意見については、個別に回答は致しかねますので予めご了承ください。

5. 提出様式・提出先等

ご意見については、別添5の様式（Microsoft Excel）に以下の事項を記載の上、電子メールにて以下の窓口に提出をお願いします。

（1）様式への記載事項

- ①ご所属団体名
- ②ご担当者名 ③所属部署 ④担当者（メールアドレス）
- ⑤ご意見の該当箇所（項目、細目） ⑥ご意見の内容 ⑦ご意見の理由

（2）提出先

国土交通省不動産・建設経済局建設業課 入札制度企画指導室
メールアドレス：hqt-tokennyuki@gxb.mlit.go.jp

（3）提出期限

令和6年11月27日（水） 提出済み分まで有効

<問合せ先>

本意見照会について

国土交通省不動産・建設経済局建設業課 入札制度企画指導室

大湯 裕稀 : ohyu-y25v@mlit.go.jp

相馬 隆示 : souma-r22aa@mlit.go.jp

近藤 奈々 : kondou-n2mi@mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8111 (内線 : 24724、24783) FAX : 03-5253-1517